

令和5年度 【東彼杵町】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業 実施状況及び効果検証

事業No.	事業名	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業費 （円）	うち 臨時交付金 （円）	事業 始期	事業 終期	成果目標	事業実績	事業実績に基づく効果及び評価 ①成果・効果 ②評価（課題等）
1	東彼杵町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金【低所得者世帯給付金】	①令和5年度住民税非課税世帯等に対して現金3万円を給付し、コロナ禍における物価高騰等に直面する生活困窮者を支援する。 ②非課税世帯等に対する給付金 ③令和5年度住民税非課税世帯946世帯×30千円 ④令和5年度住民税非課税世帯	28,380,000	28,380,000	R5. 6	R5. 10	令和5年度住民税非課税世帯（家計急変世帯含む）への給付100%	令和5年10月までに946世帯へ迅速な給付が行えた。	①対象者に対し令和5年度住民税非課税世帯への給付は速やかに行えた。 ②今後も物価高騰による経済的負担が多い世帯に対し、負担軽減できるよう検討する。
2	東彼杵町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（事務費）	①令和5年度住民税非課税世帯に対して現金3万円を給付し、コロナ禍における物価高騰等に直面する生活困窮者を支援する。 ②低所得世帯等への給付金に係る事務費 ③時間外勤務手当387千円、需用費（消耗品費、印刷製本費）208千円、役務費（通信運搬費、口座振替手数料）327千円、電算システム改修委託料1109千円 ④令和5年度住民税非課税世帯	2,030,745	2,030,745	R5. 6	R5. 11	令和5年度住民税非課税世帯（家計急変世帯含む）への給付100%	令和5年10月までに946世帯へ迅速な給付が行えた。 （時間外勤務手当386,373円、需用費208,290円、役務費327,282円、電算システム改修委託料1,108,800円）	①対象者に対し令和5年度住民税非課税世帯への給付は速やかに行えた。 ②今後も物価高騰による経済的負担が多い世帯に対し、負担軽減できるよう検討する。
3	保育にかかる生活支援事業補助金	①コロナ禍における全国的な食料品等の物価高騰により家計が逼迫した子育て世帯の副食費徴収世帯を対象に無償化することで生活費を支援し物価高騰の負担軽減とする。 ②補助金 ③副食費徴収対象人数 年間延べ970名×副食費4,500円＝4,365,000円 途中入所等見込 5名×副食費4,500円×12か月＝270,000円 計 4,635,000円 ④町内認定こども園の保護者	4,067,900	4,067,900	R5. 4	R6. 3	副食費に係る保護者負担なし	無償化対象者分 上限4,500円／月 令和5年4月～令和6年3月 年間計4,067,900円	①町内在住の3歳以上の副食費を対象期間、無償化することでコロナ禍における物価高騰により家計が逼迫した子育て世帯の生活費を支援した。 ②対象者の副食費徴収額を0とできた。
4	学校給食費減免支援事業	①コロナ禍での物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するため、学校給食費を減免することで、子育て世帯に対する支援を図る。 ②食材費相当額 ③対象給食数（小学生平均193食、中学生平均191食）×1食単価（小学校210円、中学校255円）×小・中学校児童生徒数（千綿小100名、彼杵小228名、東彼杵中168名）＝21,457千円 ④町立小中学校の児童・生徒の保護者	20,942,389	20,942,000	R5. 4	R6. 3	食材費に係る保護者負担なし	教職員分を除き、物価高騰に対する小中学校児童生徒491名（児童325名、生徒166名）分の年間給食費を補助した。 小学校62,336食、12,990千円。中学校31,456食、7,952千円の計20,942千円を支援することにより、対象児童生徒の保護者への経済的負担を軽減した。	①教職員分を除き、町内小学校在校児童及び中学校在校生徒の給食費を支援することにより、対象となる保護者の物価高騰による経済的負担を軽減した。 ②今後も、物価高騰により引き続き多くの経済的な負担をしている児童生徒の保護者へ支援することにより、少しでも多くの経済的負担が軽減できるよう取り組む。
5	水道料金減免による生活支援事業（重点交付金分）	①コロナ禍における電力等の価格高騰の影響を受けた生活者に対し、水道料金基本料金（事業所・公共・官公署除く）を減免することで、生活者の支援を行い、消費の下支えを図る。 ②東彼杵町水道事業会計に繰り出し、8月～11月請求分水道基本料金（事業所・公共・官公署除く）の減免にかかる費用 ③2,869世帯×1,950円×4ヵ月（うち重点交付金分22,232千円） ④上水道の契約者（事業所・公共・官公署除く） ※Dその他4,673千円は一般財源	25,873,517	18,127,000	R5. 8	R6. 3	上水道の契約者（事業所・公共・官公署除く）の8月～11月請求分の水道基本料金の減免実施100%	コロナ禍における物価高騰の影響を受けた水道契約者（事業所・公共・官公署を除く）の水道基本料金を減免することにより、一般家庭への経済的負担を軽減した。（交付金対象分の実績：8～12月請求分、11,475件、22,376,250円）	①物価高騰の影響を受けた水道契約者（事業所・公共・官公署を除く）の水道基本料金減免により、一般家庭の経済的負担を軽減した。 ②引き続き物価高騰の状況下で、町民への物価高騰対策により少しでも経済的負担が軽減できるよう検討する。
6	水道料金減免による生活支援事業（通常分）	①コロナ禍における電力等の価格高騰の影響を受けた生活者に対し、水道料金基本料金（事業所・公共・官公署除く）を減免することで、生活者の支援を行い、消費の下支えを図る。 ②東彼杵町水道事業会計に繰り出し、8月～11月請求分水道基本料金（事業所・公共・官公署除く）の減免にかかる費用 ③2,869世帯×1,950円×4ヵ月（うち通常分146千円） ④上水道の契約者（事業所・公共・官公署除く）	146,000	146,000	R5. 8	R6. 3	上水道の契約者（事業所・公共・官公署除く）の8月～11月請求分の水道基本料金の減免実施100%	コロナ禍における物価高騰の影響を受けた水道契約者（事業所・公共・官公署を除く）の水道基本料金を減免することにより、一般家庭への経済的負担を軽減した。（交付金対象分の実績：8～12月請求分、11,475件、22,376,250円）	①物価高騰の影響を受けた水道契約者（事業所・公共・官公署を除く）の水道基本料金減免により、一般家庭の経済的負担を軽減した。 ②引き続き物価高騰の状況下で、町民への物価高騰対策により少しでも経済的負担が軽減できるよう検討する。
合計			81,440,551	73,693,645					